

白杵市小中学校の適正な規模の基準について

(1) 学級数の基準について

学級数については、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と規定されていますが、ただし書きにより「地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りでない。」とし、同規則第79条の準用規定により「中学校は小学校を準用する。」となっています。

【学級数を基準とした適正規模の定義】

国	<p>【小学校】12学級以上、18学級以下</p> <p>【中学校】小学校を準用</p> <p>※ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。</p>
---	--

※標準学級数とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）で定められている学級編制の基準

白杵市立小中学校の学級数及び児童生徒数

	学校名	①学級数			②児童生徒数						
		通常	特別支援	複式	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	佐志生小	4	(1)	2	15	2	1	1	5	2	4
2	下ノ江小	4	0	2	34	3	2	7	10	3	9
3	海辺小	6	(1)	0	72	13	9	11	8	15	16
4	下北小	7	(2)	0	170	24	39	19	33	24	31
5	上北小	4	(1)	2	36	6	3	3	5	9	10
6	下南小	6	(1)	0	145	26	20	27	20	26	26
7	市浜小	12	(5)	0	403	69	61	65	78	72	58
8	福良ヶ丘小	6	(2)	0	99	16	14	16	14	18	21
9	白杵小	9	(2)	0	232	36	32	33	43	51	37
10	川登小	4	0	2	23	3	4	4	4	5	3
11	野津小	6	(4)	0	178	29	23	28	31	37	30
12	南野津小	4	(1)	2	34	5	6	6	5	5	7
13	白杵南小	6	(1)	0	54	5	10	12	8	8	11
	小学校計	78	-	-	1,495	237	224	232	264	275	263
1	北中	7	(3)	0	224	71	76	77	-	-	-
2	南中	3	(2)	0	30	11	11	8	-	-	-
3	西中	10	(3)	0	361	121	113	127	-	-	-
4	東中	5	(2)	0	139	44	41	54	-	-	-
5	野津中	4	(2)	0	135	52	40	43	-	-	-
	中学校計	29	-	-	889	299	281	309	-	-	-
	全体計	107	-	-	2,384	-	-	-	-	-	-

(R5.5.1時点)

※学級数は、大分県学級編成基準による。

※児童生徒数は学校基本調査より。特別支援学級在籍の児童生徒を含む。

上記のとおり、市内の小中学校で、国が示す基準の学級数を満たす学校数は、小学校13校中1校（市浜小学校）、中学校5校中2校（北中学校、西中学校）であり、小学校は12校、中学校は3校が国の示す適正規模の定義に該当しない状況にあります。

このような状況から、本市の小中学校の実態に即した学級数の基準を定めることが望ましいと考えます。

・・・今回は、以下の基準について等の協議をします。・・・

【案：学級数を基準とした適正規模の定義】

国	【小学校】 12学級以上、18学級以下 【中学校】 小学校を準用 ※ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。
白杵市	【小学校】 () 【中学校】 () ※この基準の数には、特別支援学級の数を含めない。

※標準学級数とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）で定められている学級編制の基準

本市の適正規模の定義による学校数

区分	適正規模	小規模	計
小学校	()校	()校	13校
中学校	()校	()校	5校

（2）児童数の基準について

児童数については、義務標準法第3条において、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数か著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。」とし、一学級の児童・生徒数の基準を次のように定めています。

学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数	
	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	35人 ※1	40人
二の学年の児童で編制する学級（複式学級） （1年生の児童を含む学級）	16人	8人
	(8人)	—
学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人	8人

※令和3年度の義務標準法改正により、1学級あたりの上限人数を35人とする。

令和3年度の小学2年生から令和7年度の小学6年生まで、年度ごとに上の学年へ拡大される。

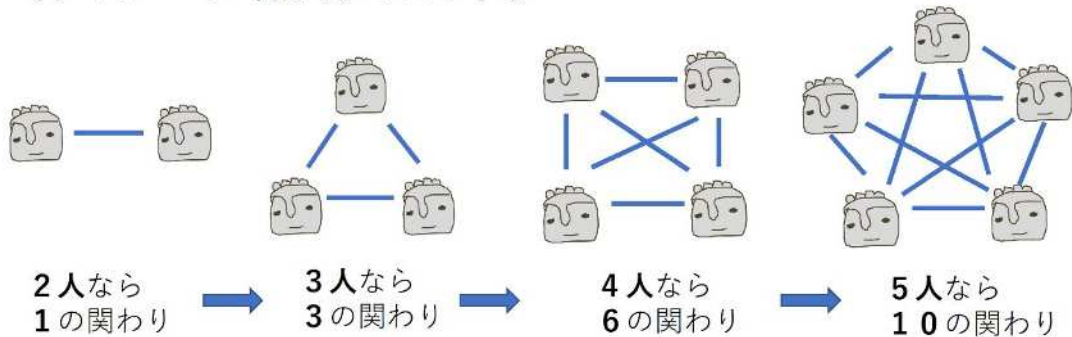
このように、小学校では1年生を含む二の学年の児童数の合計が8人以下の場合、2年生以上の二の学年で児童数の合計が16人以下の場合は複式学級となりますが、大分県では、小学校1年生を含む複式学級は解消し、2年生以上の二つの学年の児童数の合計が14人以下の場合に複式学級となる独自の基準を設けています。

この複式学級編制となる児童数の基準に加え、学級数の基準や本市の学校規模の現状等を考慮し、児童数から見た場合の基準についても定めることが望ましいと考えます。

基準	児童数の目安（1校あたり）	根拠となるグループ数（1学年あたり）
【適正規模】	全校で（ ）名以上	（ ）グループ以上 1学年あたり（ ）名以上
【小規模】	全校で（ ）名程度	（ ）グループ程度 1学年あたり（ ）名程度

※網掛けの箇所は、公立学校のあり方検討委員会で検討済みですが、教育委員会への報告後、数値等を記載したものを公開します。

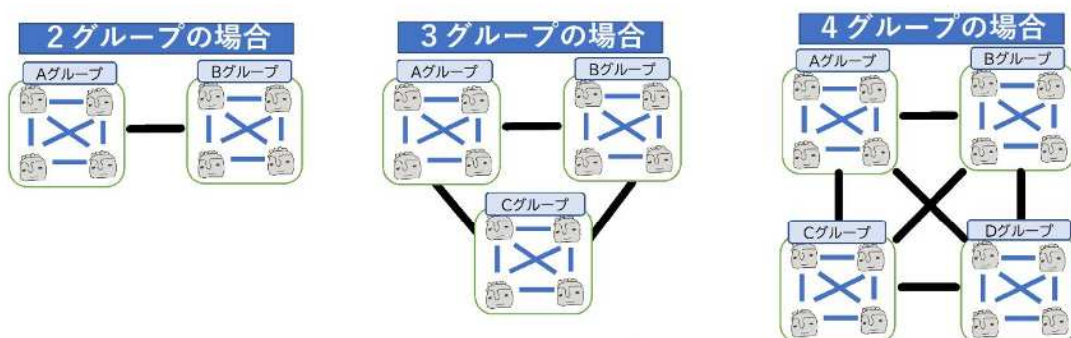
『協働的な学び』のための人数について① (グループ編成の基本)



一人一人が考えを出し合い、
それを交流するには、
4人～5人程度のグループ編成が
適正な人数と考えます。



『協働的な学び』のための人数について② (グループごとの学び合い)



グループごとの考えを交流する
ことで、更に多様な考えに触れ、
自分の考えを深めていきます。
そのためには、3グループ以上は
必要だと考えます。

